

ふくい業務改善・賃上げ応援事業（B）奨励金 支給要綱

（目的）

第1条 過去最大の地域別最低賃金の上げ幅の影響を吸収し、企業が持続的に発展できるよう、企業の行う業務改善・賃上げ応援を加速させるため、最低賃金の全国加重平均以上に事業場内の最低賃金を引き上げる事業者に対し、賃上げの原資となる奨励金を支給し、賃上げを行いやすい環境整備を支援することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 補助対象者は、県内事業所で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（1） 奨励金の支給対象者は、生産性向上や労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業に対し助成される厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」（以下、「国の助成金」という。）の交付決定通知書（以下「国の交付決定通知書」という。）を受け取った中小企業事業者で、福井県内の事業場において以下のいずれかに当てはまる者とする。

ア 事業場内最低賃金を全国加重平均（1,004円）※以上に引き上げた者

※令和6年度の最低賃金全国加重平均額が公表された令和6年8月29日以降は、1,055円以上に引き上げた者

イ 事業場内最低賃金を1,000円以上かつ60円以上に引き上げた者

（2） 国の助成金について、福井労働局に交付申請を行い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に交付決定通知を受けている事業者であること。

（3） 国の交付決定通知書および当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引き上げ（当該支給対象となる金額以上）を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、就業規則等）を適切に整備し、保管している事業者であること。

（4） 県の「社員ファースト企業」宣言において、「賃金の引き上げ」の取組を含む宣言の登録を行っていること。

（5） 国の「パートナーシップ構築宣言」を登録している事業者であること。

（6） 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。

（7） 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

（8） 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。

（9） 過去1年間に、労働関係法令に違反していないこと。

（10） 県税の全税目に滞納がないこと。

（11） 国、地方公共団体および特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人でないこと。（その資本金の全部または大部分が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人でないこと）

(支給額等)

第3条 奨励金の支給額は、以下のとおりとする。

10万円 × 引き上げる労働者数[※]

ただし、事業場内最低賃金の引き上げ額が90円以上の場合、引き上げる労働者1人あたり5万円を加算して支給する。

※福井労働局に交付申請を行い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に交付決定通知を受けた、国の助成金の様式第1号別紙2「事業実施計画書」に基づく人数。

2 前項の規定に関わらず、1事業者あたりの賃金を引き上げる労働者数の上限は、合計10人までとする。

(支給申請等の手続き)

第4条 奨励金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別紙「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（B）奨励金支給申請書兼請求書」（以下「支給申請書兼請求書」という。）（様式1）を令和7年6月30日までに、県に提出するものとする。

2 申請者は次の各号に掲げる書類を支給申請書兼請求書とともに県に提出するものとする。

(1) 国の助成金の様式第1号別紙2「事業実施計画書」（以下「事業実施計画書」という。）の写し

(2) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。)

3 申請者は前項の各号に掲げる提出書類とは別に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 国の交付決定通知書の写し（到達次第速やかに提出）

(2) 労働基準監督署に届け出た就業規則の写し^{※1※2}

(3) 賃金引上げ後1か月の賃金台帳^{※2}

(4) その他奨励金支給に関して知事が必要と認める書類

※1 事業場内最低賃金額が当該支給対象となる額以上と分かる就業規則を提出するものとする。なお、10人未満の事業者については就業規則に準ずるものを提出し、労働基準監督署への届け出については必要としない。

※2 ※1は賃金引き上げ日（就業規則等の改正の施行日等）が分かるものとする。

※3 賃金引上げ1か月後を目途に提出するものとする。

4 県は、支給申請書兼請求書および添付書類を審査し、支給の可否を決定するとともに支給額を算定し、別紙「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（B）奨励金支給決定通知書」（様式2）により申請者に通知する。

5 県は、第3項第2号および第3号に掲げる提出書類を基に、奨励金の支給内容について審査するとともに、計画提出時から実際の賃金引上げ人数の変動が生じ、返還が生じた場合は、別紙「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（B）奨励金支給決定取消通知書」（様式4）により支給決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。

6 申請者は第2項に掲げる「事業実施計画書」に変更が生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。県は前項の規定を含め、申請者に対し必要な対策を講じる。

7 県は請求書の受理後30日以内に、奨励金を支給することとする。

(奨励金の不正受給)

第5条 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を県から受け、または受けようとした事業者に対しては、当該不正に係る奨励金について不支給とするかまたは支給を取り消し、当該奨励金を不支給とした日、または当該奨励金の支給を取り消した日以後三年間、奨励金を支給しない。

(不正受給の定義)

第6条 奨励金の不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書兼請求書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け、または受けようとするをいう。

2 支給申請書兼請求書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(事業者への通知)

第7条 不正受給であることが判明した場合には、県は当該事業者に対し第8条の規定に基づき奨励金の返還の手続を行った上で、奨励金を不支給とした日または奨励金の支給を取り消した日以後三年間、当該事業者に対して補助金等を支給しないこととする旨を「ふくい業務改善・賃上げ応援事業（B）奨励金支給決定取消通知書（様式4）」により通知する。また、県は不支給措置に係る効果により、当該期間に再び奨励金等を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たることを併せて通知する。

(返還)

第8条 県は、奨励金の支給を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国の助成金支給決定取消通知書の写しに基づき、ふくい業務改善・賃上げ応援事業（B）奨励金支給決定取消通知書（第1号に該当する場合には様式3、第2号に該当する場合には様式4）により、当該事業者に対して、次の各号に掲げる額に係る支給決定を取り消す旨の通知を行い、返還を請求するものとする。

(1) 当該事業者が偽りその他不正の行為によって奨励金の支給を受けた場合および第3条第4項各号に掲げる提出書類の提出に応じない場合

支給した奨励金の全部、または一部の額および必要に応じて当該事業者以外の事業者へ支給した奨励金の全部、または一部

(2) 奨励金の支給すべき額を超えて奨励金の支給をした場合

当該支給すべき額を超えて支払った部分の額

(延滞金)

第9条 前条第一項の(1)の規定により返還を請求した奨励金については、当該事業者が奨励金を受領した日を履行期限と指定して、県は当該事業者に対し、履行期限の翌日から納付日までの日数に応じ、福井県補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を請求するものとする。

(調査等)

第10条 県は、奨励金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

2 申請者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この支給要綱または国の助成金要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年10月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年3月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。